

平成31年2月備前市農業委員会総会議事録

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 局 長 あ い さ つ
4. 署 名 委 員
13番 南 栄江 委員 1番 草加 己良 委員
5. 議 事

○石原会長

それでは、議事につきましては、議案第36号から議案第38号につきましてと報告第20号、報告第21号についてということでご審議、ご協力よろしくお願いたします。

それでは、2ページから参ります。

議案第36号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請につきまして、受け付け番号30-32、弓場さんが担当ですけれども、三浦委員が依頼されていると思しますので、よろしくお願いたします。お願いたします。

○三浦委員

それでは、弓場さんにかわりまして、私が議案説明をさせていただきます。

議案第36号、番号30-32について、ご説明いたします。

土地の所在地、備前市大内長畔884-2、登記地目、畑、現況地目、畑の146㎡。続いて、大内天神前926-1、登記地目、田、現況地目、畑の495㎡。3筆目が、大内天神前926-2番、登記地目、田、現況地目、畑の92㎡、譲受人、●●●●、住所、備前市大内●●●●、農業、90歳、譲渡人、■●■■、住所、岡山市円山■●■■、無職、50歳、譲受人は増反によるものであります。譲受人の耕作面積、3,352.72㎡であります。譲渡人■●■■さんは住まいが岡山市内ということと将来地元へ帰って耕作することもなく、譲り渡したいというものであります。譲受人●●●●さんは高齢であります。息子さんの奥さんがおられ、農作業をされるといことあります。それでは、その3筆の位置であります。添付図の1ページをごらんください。国道2号線より北側、備前自動車教習車から西方向、おおむね500mの大滝山参道との中間どころであります。自宅から農地へ3筆とも約300m以内にあります。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。ご審議の上、賜りますようお願いをいたします。

○石原会長

それでは、事務局、調査書のほう願います。

○事務局

議案第36号、受け付け番号32番です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、説明をいただきましたので、30-32につきましてご質問、ご意見頂戴いたしません。

ちなみに30-32っていうのは、ごめんなさい。一番後ろのページの10ページの議案第21号の下2つ、30-12、これとリンクしておりますね。

○事務局

はい。

○石原会長

草加委員。言ってください、何かお気づきのことがあったら。

○草加委員

ということで、2筆はここに載っとるんですけども、一番上の1,724というのなんかは、これはどういう形なのか。それと今回の譲り受けとのバランスをお聞きしたいなとか。

○石原会長

この辺のいきさつというか、あれが事務局説明、補足できますか。

○事務局

済みません。特には確認とっておりません。

○石原会長

三浦さんのほうも。

10ページのほうの、ここで譲渡人が■■■■さんになっとるわけじゃろ、下2筆を。それで、この3条のほうに来たら、今度譲渡人が●●●●さんではなくして■■■■さんになっとるんでしょう。ねえ、草加さん。

○草加委員

そうなんです。

○石原会長

そうすると何か、どういうことだったのか。小作で又貸ししとったということなんですか、この2人。というふうに私は何か解釈ができるなと思うたりして。どういう意味なんですか、これは。

○委員

そういうことでしょうね。

○石原会長

じゃから、議案第21号、10ページのほうは貸出人、譲渡人じゃなしに貸出人ということかな。

○草加委員

そのようにも解釈できる。

○石原会長

賃貸借権になってる。

○委員

返してもろうたんでしょ。返してもろうて。

○石原会長

返してもろうても、この人、地権者じゃないでしょ。この3条では地権者になってないわけだから。

○草加委員

この一番大きなのは違う。

○石原会長

本来の所有者は■■■■さんじゃったということ、3条でこう出てきてるということは。どうということ、事務局。

○草加委員

もう一回調査して、報告してもらおう。それじゃけん、わからんの。把握してないんじゃけん。

○三浦委員

申しわけありません。言いわけになるかもわかりませんが、この件について弓場さん宅でこの事案についてはお願いしますということではあったんですが、この議案第21号のところは全然見てなかったということです。申しわけございません。

○石原会長

いやいや。ずっとここ見ていたらおかしいな、どういうことなんじゃろうなと思うて、今の疑問が。だから、チェックしています、僕も。

今即答できんかったら、ちょっと確認しに行ってください。ちょっと確認しに行ってください。時間も経過しますんで、そのほか、この以外のことで、この案件については何もありませんか、ご質問、ご意見。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、これはスキップしましょう。後で帰ってきたら、許認可を皆さんに判定していただきますんで。

じゃあ、30-33へ参ります。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員

30-33について、田中が説明します。

土地の所在地、閑谷大林……。

○石原会長

田中さん、マイクをちょっとこっち向けて。向けどんじゃな。わかりました。録音の関係もあるから。

○田中委員

登記地目、現況地目、田、田で、登記面積215㎡。同じく、閑谷大林、田、田で、登記面積1,019㎡。続いて、閑谷鶴ヶ鼻、田、田で、登記面積27㎡。同じく、閑谷鶴ヶ鼻、田、田で、登記面積533㎡。同じく、閑谷鶴ヶ鼻、田、田で、登記面積459㎡。同じく、閑谷鶴ヶ鼻、田、田で、登記面積393㎡。同じく、閑谷粥場、畑、畑で、登記面積447㎡。同じく、閑谷横土井、田、田で、登記面積471㎡です。それで、地図の2ページを見てください。県道吉永線の南北の土地です。閑谷学校の隣の手前になるんですかね。南北の土地です。

以上、簡単ですが、審議よろしく申し上げます。

○石原会長

まだ譲受人のところ辺を触れてなかったから、そっちを言ってください。

○田中委員

ごめんなさい。申しわけない。

譲受人、岡山市南区新保●●●●、●●●●さん、49歳、建築業です。譲渡人が、吉永岩崎●●●●、●●●●、40歳、会社員です。譲り受け理由、新規農業従事、譲り渡し理由は、耕作困難、耕作面積3,564㎡、譲受人家族数1名です。それから、●●●●さんは時々仕事に来ているそうです。

以上です。簡単ですが、審議よろしく申し上げます。

○石原会長

じゃあ、事務局、調査書お願いいたします。

○事務局

議案第36号、受け付け番号33番です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、30-33、審議いたします。

ご質問、ご意見がある方はよろしく申し上げます。

田中さん、岡山のほうから通われてこられるんでしょうけど、土地利用っていうんか、農地利用はどういうものを作付なさるんでしょうか。

○田中委員

農作物をつくりたいということです。

○石原会長

どんなものなんですか。

○田中委員

どんなというてちょっとあれですけど。

○石原会長

稲か野菜か、それはわからない。

○田中委員

そういうことです。

それで、機械は吉永の▲▲▲▲さんという人に借りて作物つくるって聞いてます。

○石原会長

そうですか。ありがとうございます。

ほかありませんか。

何かほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、農業委員さんにご判断願います。

許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。許可といたします。

まだ帰ってこれないので、次へ参ります。

3ページ、3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認に引き続きましてやります。
30-34、今脇委員、説明願います。

○今脇委員

それでは、23番の今脇が30-34についてご説明申し上げます。

土地の所在地、佐山中尾山3013、もう一筆は、佐山中尾山3014、登記地目、畑、現況地目、畑、334㎡、もう一筆は、畑、現況地目も畑、登記面積は342㎡、譲受人、佐山●●●●、●●●●さん、82歳、農業、譲渡人、佐山■■■■、■■■■さん、73歳、無職、譲り受け理由は、増反による、譲り渡し理由は、労力不足、譲受人の耕作面積は4,733㎡、家族数は1です。土地の所在は、添付の3ページの地図を見ただけですでしょうか。この斜めに走っておる線は主要県道備前牛窓線です。それで、ちょうど左下のほうに、字が小さいんですけど、市の市営バスの駐車場が美容院前で、ここをずっと地図がないんですけど、畑に行くのには乗用車で軽四のトラックで行けば約500mです。今回、お二人の話がまとまりまして懸案として出ておりますので、ご審議の上、ご決議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○石原会長

それでは、事務局、調査書を願います。

○事務局

議案第36号、受け付け番号34番でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、30-34につきまして、ご質問、ご意見頂戴いたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようですから、ご判断を農業委員さん願います。

許可相当の農業委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。じゃあ、許可といたします。

○今脇委員

ありがとうございました。

○石原会長

続いて、30-35に参ります。

西角委員、説明願います。

○西角委員

5番が30-35について説明いたします。

土地の所在地、三石中須賀1907、登記地目、田、現況地目、田、登記面積1,365㎡、譲受人、備前市三石●●●●、●●●●、57歳、農業、譲渡人、伊部■■■■、■■■■、69歳、無職、譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、農業廃止、譲受人耕作面積4,998㎡、家族数1。

詳しく説明いたしますと、●●●●さんは、ここでは農業となっておりますが、中古農機の販売もいたしております。それで●●●●さんっていうのはこの三石の方で、ここへ三石となっておりますが、中古農機を販売しているのは吉永町になります。それで譲渡人の■■■■はちょうど私の近くに住んでおられましたが、余り体調がよくないということで、今伊部のほうの施設のほうへ入っております。そして、あと農地を見たり、それからいろんな管理がもうできないと。あといる人もいないので、農業を廃止しますということです。それで、●●●●さんも昔はこの近くに住まれとったんです。それで、この二人はよく理解しておられるという、そういう間柄ではあります。それで、何とか買うていただけんかなというような話になったそうです。それで、●●●●さんも農業をやっておられますんで、ほんならひとつ私が農業やろうかなというようなことで話がまとまったというように聞いております。あと何をつくるんかということ、まだ野菜つくるとも、水稻つくるとも何も私聞いておりませんが、土地の管理だけはしっかりしていきますということです。この土地は1反4畝ほどありますけれども、もう2年余り全然手入れしてなかったもんで、もう草が人の背丈ぐらいに伸びて、もう鹿が遊びに来たりして周囲の田んぼにいろんな迷惑をかけておりました。周囲の田んぼの人たちが何とかしてくれというような要望が出たりしておりましたところ、何とかせないかんということで、野澤さんがほんなら買いましょうということになったようでございます。

地図を説明するのを忘れてましたが、地図の4ページを見てください。この地図の真ん中のほうに道路があります。これは県道です。右側のほうに行くと、これがもう県境に近いほうで赤穂市になります。左へ行くと三石の町、出張所があるほうです。それで、このちょうど中ほどに、この赤い印がある田んぼのほうに小さな、細い、これ市道あります。そこのちょうど真ん中ぐらいにこの1907という土地があるんです。そこを今回譲り受けて、農業をするということです。

以上、説明を終わりますが、よろしく審議をお願いします。

○石原会長

じゃあ、事務局、調査書のほう願います。

○事務局

議案第36号、受け付け番号35番でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。

○西角委員

ありがとうございました。

○石原会長

ごめんなさい。まだ、結果は出してません。

ご判断をお願いします。

農業委員さんにお尋ねします。許可相当の農業委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。

○西角委員

えらい早とちりして済みません。

○石原会長

許可といたします。

お願いいたします。

○西角委員

続きまして、30-36について説明いたします。

土地の所在地、三石畑ヶ谷口3826-1、登記地目、畑、現況地目も畑、登記面積110㎡、譲受人、三石●●●●、●●●●、69歳、農業、譲渡人、三石■■■■、■■■■、57歳、農業、譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、耕作不便、譲受人耕作面積3,278㎡、家族数2です。

これについて説明いたします。

まず、地図を見てください、5ページの地図。これは三石ですけども、五石地区というところになります。それで、このちょうど真ん中あたりに道路がずっと続いておりますけれども、左側が県道のほうに続く道路です。右のほうへ行くと、もう行きどまりで行くところはありません。それで、ちょうどこの案件の土地ですけれども、これは■■■■さんが今まで所有していた土地なんです。それで、耕作不便ということで、●●●●さんというのはちょうどこの上側に▲▲▲▲と、それから●●●●という家がありますけれども、その▲▲▲▲さんっていうのはもう多分亡くなっておられないと思いますし、今住んでおられるのが●●●●さんと、それから娘さんの2人です。それで、この土地を家の近くなんで、■■■■さんから譲り受けて、地目は畑なんで何か野菜でもつくろうかなという希望があります。

もともとこの畑というのは、私もよく理解できないんですが、ここの●●●●さんの家へ行くこの細い道路がありますね。これ勾配のきつい坂道なんです。ここの家も古い、勾配の高いところにありまして、雨が降ると、この道路に水が流れたりして、自分らがいつも道路補修とか、そんなんしてたらしいです。ほんで、ここの道路というのが道幅が狭くて、軽四の自動車が上がるのがやっとぐらいな、そういう道幅なんです。それで、この●●●●さんは行く行くはこの道を少しでも広げて、車が自由に入れるようにしたいなという希望がずっとあったらしいです。それで、■■■■さんにいろいろと相談したりして、行く行くは自分とこの家に入る道を少しでも広げたいんだという希望を話したところ、そしたら譲ってもいいというような話になったらしいです。今すぐ道路拡張するというのも大分お金がかかったりするんで、これからの希望として●●●●さんは、今のうちに、ほんなら■■■■さんがよろしいというんじゃないと買ってこかなというように話ができたらしいです。ほんで、これからこの土地をどうするんかということになると、やはり畑ですので野菜もんをつくったりしようかなという話を聞いてきました。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。

○石原会長

じゃあ、事務局、調査書願います。

○事務局

議案第36号、受け付け番号36番でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それじゃ、30-36について、ご意見、ご質問頂戴いたします。
ありません。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。
許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。じゃあ、許可といたします。

○西角委員

ありがとうございました。

○石原会長

それで、戻ります。

30-32、もうわかりましたでしょうか、何か。

じゃあ、説明願います。じゃあ、そのいきさつというか。

○事務局

失礼します。先ほどの件ですが、まず登記簿上は■■■■さんになっております。それで、その前が、■■■■さん自体は▲▲▲▲さんから相続をされとるということでございます。▲▲▲▲さんのときに××××さんにどうもお貸しされとったというようなことで、返す先がないので地元におられる●●●●さん、●●●●さんというが▲▲▲▲さんのお母さんになられます。この方へとりあえず返しますということで、合意解約の分の書類が出ております。それで、要はこの登記簿を直すために、今■■■■さんの名義になっておりますので、お母さんの●●●●さんのほうに登記簿のほうを直すということでございます。それで、こちらのほうの土地につきましては、お母さんの●●●●さんが自作で耕作するということになるということです。ご理解いただけましたでしょうか、ちょっとわかりづらいですけど。要は、お母さんのときに息子さんである▲▲▲▲さんが相続したんですけど、その方も亡くなられて、妻である今■■■■さんのほうへ登記簿を移したということになります。移したんだけど、結局■■■■さん自体もできんよということになって、ほんならもう一回もうお母さんところにとりあえず返しますということでございます。よろしいでしょうか。

○石原会長

わかりました。ということで、よろしいでしょうか、皆さん。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、それで判断も、もう質問なかったわけですからご判断願います。
30-32につきまして、許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

じゃあ、全員ですね。許可といたします。
4ページへ参ります。

議案第37号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、30-36、草加委員、説明願います。

○草加委員

それでは、ややこしい話の後ですけど、ついてきてください。

それでは、1番草加が30-36について説明をいたします。

許可を受けようとする土地の所在地、東片上溝川297-1、登記地目、田、それから現況は田となっておりますが、これ畑です。それから、もう一筆、東片上溝川297-4、登記、現況地目は畑、畑でございまして、登記面積は297のほうは176㎡、297-4が190㎡でございまして。譲受人、東片上126番地、備前市でございまして。譲渡人、東片上■■■■、■■■■さん、91歳、無職でございまして。転用目的、これは露天駐車場、事業用ということでございまして、予定では市が買い上げて職員の駐車場にする予定です。それから、施設の概要、これは駐車場ということで、その面積は366㎡というのは、この本日の面積ということでございまして。農地区分は、3種でございまして。

場所ですが、地図の6ページをごらんください。当市役所の東北の元玉野酒造の跡地でございまして。玉野酒造の全体を市が購入しまして、この全体を駐車場にするということですが、この2筆はその一部分でございまして。特に、本日の別添の資料6、7、8を見ていただければわかるんですけど、7ページを見ていただいたらわかるというか、難しいんですが、ここがそうでございまして、6ページの地図ではこの一番道路の際のところ角地がありますね。ここに消防機庫があるんですけど、そこ以外のところの番地ということでございまして、これ全体の土地の購入でございまして、全体です。これ前後ろあるんです。本日の議会だよりによりまして、5,800万円にて予算を計上して、それが議会で通ったということで、この土地はその一部ということでございまして。そして、敷地に多少の高低差がございまして。8ページでしょうか。見ていただいたらわかるように、擁壁ということが書いてあると思います。これ1.2mの擁壁をして、道路に合わせるというようなことで計画をされているようでございまして。そして、駐車場としての活用について、地元の説明会が去る1月26日に行われまして、これをされる市の担当と地元の役員及び近辺の方との間で話がなされたようで、お任せください、あとはこういうこととのまた報告しますが、よろしくお願いたしますというようなことの説明会であったようでございまして。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○石原会長

それじゃ、事務局、補足説明願います。

○事務局

議案第37号、番号36番でございまして。

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど草加委員からご説

明のあったとおり、申請者の駐車場ということですので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は駐車場のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

次に、周辺農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30-36、市が申請している案件であります。

皆様方、ご質問、ご意見頂戴いたします。

ご質問、ご意見ございませんか。

ありませんね。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断を農業委員さん願います。

許可相当の委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

30-37に参ります。

山本委員、説明願います。

○山本委員

それでは、21番山本が30-37についてご説明いたします。

土地の所在地は、伊部原1724-1、登記地目、現況地目ともに田、登記面積1,359㎡、譲受人は、伊部306番地、株式会社有本建設、譲渡人は、伊部■■■■、■■■■、57歳、転用目的、宅地、その他、施設の概要、分譲地5棟1,323㎡、農地区分は3種です。場所は、地図の7ページをごらんください。赤穂線伊部駅南口の東側がその箇所です。審議の上、決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○石原会長

それでは、事務局のほうから説明願います。

○事務局

議案第37号、受け付け番号37番でございます。

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど山本委員からご説明のあったとおり、分譲地ということですので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。転用

行為の妨げとなる小作の関係であります。農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

次に、申請に係る農地の面積ですが、本件は分譲地のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30-37、ご質問、ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。

今脇さん、何かあります。

○今脇委員

いやいや、田の面積と、それから建築の面積がほぼいっぱいじゃないんと今ちょっと話しました。

○石原会長

この辺はどういう理解をすればいいんですか、事務局。

○事務局

建築面積は、今回の農地転用以外の面積が含まれているため、一致しないためであります。

○石原会長

いいですか。

○今脇委員

はい。

○石原会長

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断を農業委員さん願います。

許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

じゃあ、挙手全員ですね。30-37も許可ということになります。

5ページ参ります。

利用権設定で、市長から諮問を受けております。

6ページからその詳細は載っております。6ページ、7ページまでですか。

何かお気づきのことがございましたら、ご指摘いただければと思います。

○事務局

委員長、済みません。先ほどの3条の件なんですが、息子さんと言いましたが、お孫さんが亡くなられたということです。済みません。申しわけございません。

○石原会長

でも、お孫さんの奥さんが■■■■さんなん。

○事務局

お孫さんの奥さんが■■■■さんだと思います。

○石原会長

お孫さんね。わかりました。

○事務局

ご主人さん亡くなられとんで、実際ここで登記のほうを相続はしたんだけど、やっぱりもうどうしょうもないということで、おばあさんのほうへ返しますということになります。そこを訂正のほうをお願いだけしたいんですけど。内容的には変わらないです。

○石原会長

それで、じゃあそこでついでに掘り返すようだけど、説明をしていただいた中なんかで僕思っとなんか、息子と妻が農業を継続のこの息子っていうのはどなたになるん。その説明は何かどなたがされた。三浦さんがされたんか、事務局がされたんか、どっちか。

○三浦委員

この方の息子さんというのが……。

○石原会長

また、別にいらっしゃるん。

○委員

息子さんが▲▲▲▲さんって言われたかな。

○石原会長

同級生かもしれんな。

○事務局

おられます。この方がおられるんですけど、名義のほうは●●●●さんのほうへ返されるということになって、実際●●●●さんとこの息子さん夫婦が管理はされるんじゃないかと。具体的には、私らも聞いてないのでわからないんですけど。

○石原会長

▲▲▲▲ちゃんは、ほったら大内へいらっしゃるんですね。

○三浦委員

そうです。

○事務局

ということで申しわけないんですけど、訂正のほうを。内容的には変わってはないんです。●●●●さんのほうへ返されるということです。申しわけございません。

○三浦委員

この添付図の中には載ってはないんですけど、一番上の何番地か字が見えんのですけど、そのもう隣が自宅なんです。そやから、宮西池があつて◆◆◆◆さんの隣です。

○石原会長

わかりました。

また、戻ります。

その利用権設定については、今度何かご質問、お気づきのことがあったら、おっしゃっていただければと思います。

今脇さんのエリアかな、これ。新規の●●●●さん、59歳が100歳の■■■■さんから利用権設定を受けて野菜をせられるって。お聞きしてます。

○今脇委員

私も藤澤さんからその件を聞いたんですけど、確認はしてません。話だけ聞いてます。

○石原会長

藤澤さんとこか、これは。わかりました。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようでしたら、ご承認いただけますでしょうか。

ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、承認されました。

続いて、報告案件であります。

報告第20号農地法第3条の3の規定による届出が出てございます。

畠田、伊部、佐山、三石で、あっせん希望があるのが佐山の案件でありますけれども、これは今脇さん、もう既に誰かつくられてるんですか。それとも、倉敷の方ですから、お困りになってらっしゃるということなんでしょうかね。

○今脇委員

私も詳しくは聞いておりません。

○石原会長

これはあっせん希望ありで出たんでしょう、事務局。

○事務局

そうです。

○石原会長

ほんなら、農業委員会がどねえかせにゃいけんのでしょうか。

○事務局

また、●●●●さんの連絡先とか住所とか、いろんな情報をまた後日ご連絡したいと思いますので、ぜひお願いいたします。

○石原会長

ここは今脇さんのエリアですか。

○今脇委員

これは藤澤さんのところです。

○石原会長

これも藤澤さんのエリアですか。そうですか。ほな、藤澤さんのほうへまたご連絡願います。

じゃあ、届け出ですのお含みおきください。

次、また報告事項、報告第20号。

同じく、三石、吉永が入っております。三石は前からずっと来るとこか。ということです。お含みおきください。あと、あっせん希望はありません。

それから、先ほどの10ページに行きまして、議案第21号農地法第18条の規定による合意解約が出ております。

先ほどの錯綜していましたあの事務局が整理してくれました。その案件と30-13、30-14というふうに出ております。

この●●●●は返したら、この後どうなさるんですか、誰かが。ここへ農園つくりに来られるわけでしょう、前の流れからいうたら。ここはどうなるんですか、これ。

○委員

おやじが死ぬのは死んだんだらう。だから、息子の名義にするのはしとんじゃろけど、1人は養子に行って、1人は何か言うて、何かようわけがわからんのや。養子に行っとったらもらえんが。兄貴のほうで養子に行っとると思う。

○石原会長

それから、この間、何かたまたまここ使用貸借権設定って書いてありましたけど、使用貸借権っていうのは訴訟に耐えられない。賃貸借は異議申し立てができるらしいですね、利用権設定で。それで何かちょうど記事へたまたま載ってたから。公告というか、訴えようと思うたら、賃貸借じゃないと絶対だめ。返してくれえ言われたら、もう、はい、そのままですが、使用貸借、もう全く。利用権設定ではそう書くけれども、権利が確保されてないというか、そういうものです。

ということで、18条の合意解約が出ておりますので、これもお含みおきください。

ちょっと何か気になりますね、でもこの●●●●の後がね。もし、情報があれば、またとつといてみてください。

以上をもちましてきょうの審議につきましては終了いたします。ご協力ありがとうございます。

じゃあ、その他の項へ参ります。

事務局、説明願います。

○事務局

次回の農業委員会総会の開催についてですが、3月8日金曜日、場所が議場ではなくて3階の大会議室、時間は通常どおりの9時半から開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

○石原会長

それから、後のこと。

○事務局

この後、10時半から3階の大会議室で農振除外の協議会のほうを開催いたしますので、委員の方は引き続きよろしく願いいたします。

○石原会長

ちなみに、農業委員さんとしては私を含めて瀧川さん、南さん、岡野さん、西角さん、藤澤さんお休み、櫻本さん、金本さん、草加委員、三浦さん、杉山さん、弓場さんはきょう欠席、三木さん、信宮さん、植田さん、藤森さん、亀井さんです。あとほかに整備委員の方もいらっ
しゃいますけれども、であります。

ほんなら、もうなければ一応終了いたしましょうかね。

6. 閉 会
7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員	備前市農業委員会委員	13番	南	栄江	委員
	備前市農業委員会委員	1番	草加	己良	委員